

町外通勤者助成金の

# 下半期分の交付申請を 受付します



下半期の申請を忘れずに！

申請期間▶▶▶  
3月16日(月)～31日(火)

本制度は、町内に居住し町外へ通勤する若者（18歳以上40歳未満の方）に月額7千円分の豊頃町商品券を支給する制度です。助成金交付申請の下半期（令和元年10月～令和2年3月）分は、3月末日までとなっておりますので、次の要件をご確認のうえ、手続き願います。

## 申請期間

令和2年3月16日(月)～3月31日(火)

## 申請に必要な書類

- ① 町外通勤者助成金交付申請書
- ② 町税等納入状況調査承諾書
- ③ 町外通勤者勤務状況証明書

※ 申請の際は、役場企画課備え付けの申請書を使用してください。  
 ※ ③は、通勤実績で証明してください（「通勤見込み」では不可。特に3月分の通勤実績については、証明日との整合性にご注意ください。  
 （3月に通勤実績がある方は、月15日以上の証明後に提出してください）

## 申請書類の提出先

申請に必要な書類は、町企画課町づくり推進係へ直接、または電話で請求のうえ提出してください。

## 対象要件

- ① 本町に居住している方
- ② 昭和54年4月2日～平成13年4月1日生まれの方
- ③ 町外通勤日数が15日以上、月が3か月以上ある方
- ④ 通勤者および同居家族が町税その他町に対する債務を滞納していない方
- ⑤ 高等学校、専門学校、大学等に在籍していないこと

## 助成基準日

助成を受けようとする方は、3月15日に対象要件を満たしていること

## 助成金額

月額7千円の豊頃町商品券を支給します。  
勤務実績に応じて支給月数が変わります。

問合せ先

役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216

# 十勝18町村合同町村職員採用試験説明会について

十勝町村会は、来年度の町村職員採用試験（2021年4月1日採用）に向けた管内全町村が参加する説明会を実施します。

## 日 時

令和2年3月2日(月)  
13時30分～16時30分(受付13時～)

## 場 所

ホテル日航ノースランド帯広  
2階ノースランドホール(帯広市西2条南13丁目1)

## 対象者

- A区分(22歳～30歳)  
一般行政、一般技術(土木・建築)
- B区分(18歳～21歳)  
一般行政、一般技術(土木・建築)
- C区分(年齢区分なし)  
資格・免許職(保健師・保育士・図書館司書等)

## タイムスケジュール

- 13時30分～ 試験内容等の説明  
 14時15分～ 先輩職員からのメッセージ  
 14時30分～ 18町村PRタイム  
 15時05分～ 18町村の各ブースでの説明(3回実施各25分)
- ① 15時05分～15時30分
  - ② 15時35分～16時
  - ③ 16時5分～16時30分

## 申込み方法

QRコード先の応募フォームに氏名・年齢・在籍(出身)学校等を入力のうえ、2月18日(火)までにお申込みください。



## 問合せ

十勝町村会事務局 ☎ 0155-23-6204  
t.chosonkai03@cmail.plala.or.jp

# 駐在だより はるにれ

～みんなで築こう 安全で安心な大地～  
http://www.ikedo-syo.police.pref.hokkaido.jp

池田警察署 572-0110  
茂岩駐在所 574-2013  
豊頃駐在所 574-2151  
大津駐在所 575-2002

## 冬道での交通事故防止

### 冬道での交通事故防止のポイント

#### ◆余裕を持った運転を

目的地までの天候や道路状況を事前に把握して、時間に余裕を持って出発しましょう。

#### ◆スピードダウンと慎重な運転を

冬道では、スリップによる正面衝突の交通事故が多発しています。スピードダウンと路面状況にあわせた慎重な運転を心がけましょう。

#### ◆「急」のつく運転操作は危険

急発進、急加速、急ハンドル、急ブレーキといった「急」のつく運転操作はスリップにつながり大変危険ですのでやめましょう。

#### ◆交差点に注意

交差点では、「車が来ているかもしれない」「歩行者が横断しているかもしれない」と危険を予測して、徐行と安全確認を徹底しましょう。

#### ◆悪天候に注意

吹雪や大雪など悪天候時の運転は、吹きだまりや視界不良による立ち往生等の危険が伴いますので、不要な外出は控えましょう。

やむを得ず車で外出するときは、事前に道路情報を確認するとともに、防寒具やスコップ等を準備しましょう。

## ネットの影に潜むサイバー犯罪

生活を脅かすサイバー犯罪の危険性が社会全体で大きく取り上げられています。サイバー犯罪の被害に遭わないように次の対策を実施しましょう。

- パソコンやスマートフォンにはウイルス対策ソフトをインストールする
- パソコンの基本ソフトやウイルス対策ソフトは常に最新の状態にしておく
- 身に覚えのないメールの添付ファイルやURLは開かない
- 不必要なアプリや信頼のおけないサイトからソフトウェアをダウンロードしない
- 定期的にバックアップデータを保存する
- IDやパスワードは自分自身でしっかり管理する
- オンラインショップでの買い物では、そのサイトが本物かどうかよく確認する

# 農業者年金のお知らせ

## 農業者年金に加入しませんか

農業者年金に加入した方から、「制度を知っていたらもっと早く加入したのに」との声があります。農業者にとって大変有利な制度です。よく理解をして早期加入により豊かな老後生活を過ごしましょう。国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方は誰でも加入することができます。

制度の特性の主なものは次のとおりです。

- ① 農業経営者、経営者の配偶者、後継者、後継者の配偶者など幅広い加入が可能です。
- ② 保険料は積立方式・確定拠出型のため安心な年金制度となっています。
- ③ 支払った保険料は、全額が所得税や住民税の社会保険料控除の対象となります。
- ④ 保険料は月額2万円から6万7千円までの範囲で自由に選択でき、いつでも見直すことができます。
- ⑤ 担い手には、保険料の一部について国庫補助があります。
- ⑥ 終身年金のため老後の年金生活が保証されています。

※ 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(月額400円)への加入が必要になります。

## 農業者年金保険料を見直しましょう

保険料は上限の6万7千円までの範囲内であれば、千円単位で変更は可能です。また、翌年分を一括して支払う前納の仕組みもあります。納めている保険料の金額を確認し、見直しをご検討される方は早めに農協の窓口で手続きを済ませましょう。



## 農業者年金についての相談

年金加入、内容確認、年金受給など、いつでもお気軽にご相談ください。

問合せ先

農業委員会事務局 ☎ (574) 2218